

○ふじみ衛生組合情報公開・個人情報 保護審査会条例施行規則

(令和5年3月29日)
(規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじみ衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年ふじみ衛生組合条例第2号。以下「条例」という。）第15条の規定により、ふじみ衛生組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
(招集通知)

第2条 審査会の会長は、条例第6条第1項の規定に基づき審査会を招集しようとするときは、日時、場所及び付議すべき事項を委員に通知しなければならない。
(会議録の作成保存)

第3条 審査会の会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。
(口頭意見陳述の申立て)

第4条 条例第8条第1項の規定又は行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第3項において準用する法第75条第1項の規定により、口頭意見陳述の申立てをしようとする者は、口頭意見陳述申立書（様式第1号）を審査会に提出するものとする。

2 審査会は、口頭意見陳述の申立てがされたときは、当該口頭意見陳述を行うか否か（補佐人の同伴の許可を行うか否かを含む。）を決定し、口頭意見陳述通知書（様式第2号）により当該申立てを行った者に通知するものとする。

3 口頭意見陳述の申立てを行った者は、審査会における口頭での意見陳述をする場合には、前項の口頭意見陳述通知書に定める審査会の指示に従わなければならない。
(主張書面等の閲覧等)

第5条 条例第10条第1項の規定又は法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定により、閲覧又は交付を請求しようとする者は、主張書面等閲覧等請求書（様式第3号）を審査会に提出するものとする。

2 審査会は、主張書面等閲覧等請求書が提出されたときは、速やかに当該閲覧をさせ、又は交付をするか否かを決定し、主張書面等の閲覧等に係る通知書（様式第4号）により当該請求者に通知するものとする。
(主張書面等の閲覧等に係る費用の納入)

第6条 ふじみ衛生組合個人情報保護条例(令和5年ふじみ衛生組合条例第1号)第11条第2項及びふじみ衛生組合個人情報保護条例等施行規則(令和5年ふじみ衛生組合規則第1号)第8条各項の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付に要する費用について準用する。

(公印)

第7条 審査会の公印の名称、ひな型、寸法、書体及び用途は、別表に定めるところにより、次長が管守する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(ふじみ衛生組合情報公開審査会規則の廃止)

2 ふじみ衛生組合情報公開審査会規則(平成15年ふじみ衛生組合規則第2号)は、廃止する。

別表 (第7条関係)

名 称	ひ な 型	寸 法 (mm)	書 体	用 途
ふじみ衛生組合 情報公開・個人 情報保護審査会 長之印	ふじみ衛生組 合情報公開・個 人情報保護審 査会会長之印	方21	てん書	一般文書用

様式第1号 (第4条関係)

口頭意見陳述申立書

年 月 日

(あて先) ふじみ衛生組合情報公開・個人情報保護審査会会長

申立人 住 所

氏 名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地、名
称及び代表者の氏名〕

ふじみ衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例第8条第1項の規定又は行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定に基づき、ふじみ衛生組合情報公開・個人情報保護審査会において口頭で意見陳述をしたいので、下記のとおり申出をします。

記

1 審査請求に係る諮問事件

- (1) 諮問番号
- (2) 審査庁名
- (3) 諮問事件名

2 口頭意見陳述を希望する日時

- ①
- ②
- ③

3 ふじみ衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例第8条第2項又は行政不服審査法第75条第2項の規定に基づく補佐人の同伴の許可申請

- (1) 補佐人の同伴を必要とする理由

(2) 補佐人の住所、氏名及び職業

- ア 住所
- イ 氏名
- ウ 職業

様式第2号 (第4条関係)

口 頭 意 見 陳 述 通 知 書

年 月 日

様

ふじみ衛生組合情報公開・個人情報保護審査会会長 函

年 月 日付けで申立てがありましたふじみ衛生組合情報公開・個人情報保護審査会における口頭での意見陳述について、ふじみ衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 口頭意見陳述の日時及び場所

(1) 日時

年 月 日 時から 時まで

(2) 場所

2 補佐人の同伴

(1) 次の補佐人を同伴することを許可します。

(補佐人氏名)

(2) 補佐人の同伴は、次の理由により不許可とします。

(理由)

様式第3号 (第5条関係)

主張書面等閲覧等請求書

年 月 日

(あて先) ふじみ衛生組合情報公開・個人情報保護審査会会長

請求者 住 所

氏 名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地、名
称及び代表者の氏名〕

ふじみ衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例第10条第1項の規定又は行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき、ふじみ衛生組合情報公開・個人情報保護審査会に提出された主張書面等の閲覧又は写しの交付を下記のとおり請求します。

記

1 審査請求に係る諮問事件

- (1) 諮問番号
- (2) 審査庁名
- (3) 諮問事件名

2 求める主張書面等の名称等

3 求める閲覧及び交付の方法等

閲覧

希望する閲覧時期 (期間を記載)

写し等の交付

(複写の方法) 両面、片面、白黒、カラー

(交付の方法) 手交、送付 (郵送)

様式第4号 (第5条関係)

第 号
年 月 日

主張書面等の閲覧等に係る通知書

様

ふじみ衛生組合情報公開・個人情報保護審査会会長 函

年 月 日付けで請求がありました主張書面等の閲覧等の請求については、ふじみ衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

区 分	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 一部実施 <input type="checkbox"/> 実施しない	
主張書面の名称等		
閲覧又は写しの交付を(一部実施・実施しない)とする理由		
閲覧又は写しの交付の日時及び場所	日時	年 月 日 時 分
	場所	
備 考		